

(6) 重度障害者タクシー乗車券等給付事業	
【担当部署】 福祉課社会福祉係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000336.html	
【補助金の内容】 ・身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている重度障害者の方へ、富良野沿線ハイヤー協会に加盟している会社で使用できるタクシー乗車券または町と契約を締結しているガソリンスタンドで使用できる自動車等給油券を交付する	
【補助対象者】 次の①及び②の要件に該当する方 ①中富良野町に居住し、住民基本台帳に登録されている方 ②次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・下肢障害または体幹機能障害 1 級～1 種 3 級の方 ・視覚障害 1～2 級の方 ・内臓機能障害（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓）またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害者 1～3 級の方 ・療育手帳 A 判定に該当する方 	
【補助金額】 下記のどちらかを選択 ① タクシー乗車券 1 人につき 36 枚 ※チケット 1 枚で基本料金（初乗り料金）が無料 ② 自動車等給油券 1 人につき 10 枚 ※1 枚 1,000 円の助成	
【実施期間】 平成5年度～	
【申請に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳または療育手帳 ・印鑑 ・車検証（自動車等給油券申請者のみ） 	
【交付までの流れ】 ①交付申請⇒ ②タクシーチケットまたは自動車等給油券交付 ※継続して交付を受けるためには、年度ごとの申請が必要となる	
【備考】 ・使用期限は、交付された年度のみ有効（4 月上旬～翌年 3 月 31 日まで）	